

◎新潟県選挙管理委員会告示第17号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、上越市選挙管理委員会から、次のとおり取消しがあった旨の報告があった。

平成25年4月19日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

指定を取り消した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定取消年月日
上越市牧第2体育館	上越市牧区小川1873 番地2	体育館	715.00	平成25年4月1日
中川地域生涯学習センター	上越市安塚区坊金 1066番地2	体育館	526.00	